

令和８年度 第１回周南市地域自立支援協議会

日時 令和８年７月２３日（木）１０時～１２時

場所 周南市役所 多目的室

１．開会

２．自己紹介（委員及び事務局）

３．周南市地域自立支援協議会について

４．会長・副会長選出

５．議 事

(1) 運営会議及び各部会の今後の実施計画等について

○ 運営会議報告

○ 相談支援会議及び部会等報告

・ 相談支援会議

・ 就労部会

・ こども部会

・ 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト

(2) 周南市障害者計画（第５期）の進捗状況について

(3) 第７期周南市障害福祉計画・第３期周南市障害児福祉計画の進捗状況について

(4) 第８期周南市障害福祉計画・第４期周南市障害児福祉計画の策定について

(5) 周南市障害者差別解消支援地域協議会について

(6) 令和８年度 障害者の福祉を考える集いについて

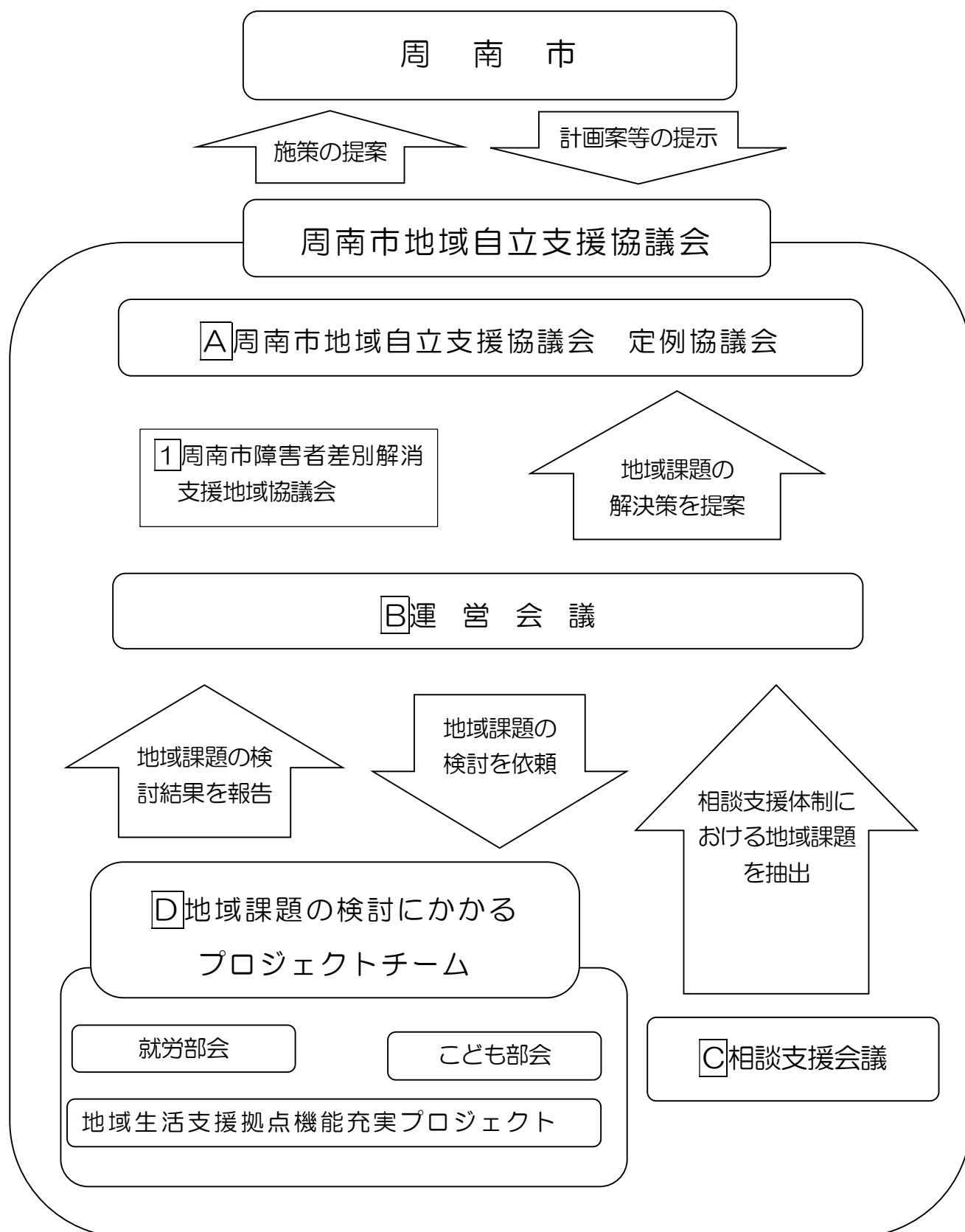
６．閉会

令和8年度 第1回 周南市地域自立支援協議会
会議資料

令和8年7月23日

周南市地域自立支援協議会の概要

- (1) 経 緯 障害者総合支援法第89条の3に基づき、平成19年5月に設置
- (2) 目 的
- ・地域の障害福祉に関するシステムづくりについての協議
 - ・障害福祉の計画の策定及び進行管理について、広く市民の意見を反映する
- (3) 構成図



(4) 地域自立支援協議会を構成する会議の機能

会議の名称	機 能	人員構成等
A 定例協議会	- 各団体・機関から推薦を受けた委員及び公募委員により構成 - 地域の現状や課題についての情報共有及び協議 - 障害福祉の計画の策定及び進行管理 - 施策等に対する意見・提言	◇15名 障害者団体、医療団体、福祉団体、ボランティア団体、行政機関、学識経験者、公募委員
1 周南市障害者差別解消支援地域協議会	○障害者差別解消に係る、以下の事項 - 相談事例等の情報共有 - 差別解消の取組みの共有・分析 - 関係機関間の連絡調整等 - 差別解消に係る周知・啓発に関する指導・助言	◇A 定例協議会委員に同じ
B 運営会議	- 協議会全体の方向性の協議 - 定例協議会の準備会議 - 地域課題のプロジェクトチームへの振り分け - プロジェクトチームで検討された地域課題の解決策を定例協議会に提案 - 障害者の福祉を考える集いの企画協議等	◇10名程度 各プロジェクトチーム代表メンバー 相談支援会議代表メンバー 基幹相談支援事業所 ※基幹相談支援事業所：障害のある方やそのご家族が抱える多様な悩みに対応する地域の総合相談窓口
C 相談支援会議	- 相談支援体制における地域課題の深掘り - 課題解決手法の検討	◇8名程度 委託相談支援事業所 ※委託相談支援事業所：障害のある方やそのご家族からの相談に応じ、福祉サービスの情報提供や利用支援、権利擁護のために必要な援助を市町村から委託されて行う専門機関
D 地域課題の検討にかかるプロジェクトチーム	就労部会 障害者の就労という側面から、関係者（実務者）を中心とした情報共有、課題協議、活動	◇10名程度 障害者就業・生活支援センターワークス周南、ハローワーク、総合支援学校、就労継続支援事業所、就労選択支援事業所、当事者団体 ほか
	こども部会 「学校と福祉の連携」にかかる協議及び児童発達支援センターを中心とした障害児通所事業所の情報共有の場として開催し、地域の現状や課題を把握する	◇10名程度 教育委員会、総合支援学校、児童発達支援事業所、スクールソーシャルワーカー、相談支援事業所 ほか
	地域生活支援拠点機能充実プロジェクト 令和8年10月から予定されている地域生活支援拠点の機能充実に向けた協議	◇6名程度 指定特定相談支援事業所、医療機関、入所施設、地域包括支援センター ほか ※地域生活支援拠点：障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域全体で生活を支える体制。周南市は、地域の複数の障害福祉事業所（短期入所、相談支援、グループホームなど）が役割を分担・連携し、地域全体で一つの拠点を形成する「面的整備」の手法により整備

周南市自立支援協議会 運営会議について（報告）

１ 第１回運営会議報告

第１回運営会議	令和８年７月１３日（月）１５：００～１７：００
出席者	
・相談支援会議代表メンバー ・各プロジェクトチーム代表メンバー（就労部会・こども部会、地域生活支援拠点機能充実プロジェクト） ・基幹相談支援事業所所長 ・事務局（障害者支援課職員） 計９名	
協議事項	
１ 各部会の活動報告・意見交換 ⇒ 今年度の活動方針等について報告・意見交換を実施 ２ 第１回定例協議会の議題等について ⇒ 会議資料（案）を元に、第１回定例協議会の議題等を確認 ３ 地域課題について 相談支援会議 相談者を待たせない相談受理の方法及び他業務との調整 就労部会 就労支援を取り巻く課題の把握・検討（継続協議） こども部会 「学校と福祉の連携」「未就学児の支援」についての把握・検討（継続協議） 地域生活支援拠点機能充実プロジェクト 令和８年１０月からの運用開始に向けた実施内容、体制にかかる最終検討 「機能充実を図った拠点の稼働」に向けた手続きの整理、事業の周知	

【開催目的】

相談支援体制の強化および再構築

【目的達成のための目標】

- 1 相談支援の現場における困り感を把握する
- 2 共通した困り感から相談支援における地域課題を抽出する
- 3 抽出された地域課題解決のための具体的な方法を見出す
- 4 研究的手法を用いて、見出された方法の施策化を検討する
- 5 検討された施策化案を現場で実装する

【参加機関】

総合相談支援センターぱれっと
域生活支援センターウイング
相談支援センター拓未
相談支援センターしょうせい苑
市障害者支援課

【令和7年度からの変更点】

- ・研究的手法を用いた相談支援体制に限定した地域課題の抽出
地域課題解決のための調査研究に取り組み、施策化提案の具体的な方法を見出す
- ・構成委員の変更
委員の構成を、委託相談支援事業所に所属する相談支援専門員とする。尚、計画相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターが参加する事例検討の場を基幹相談支援センターが実施する定例会へ移行

◎第1回会議

開催日時	令和8年5月29日（金）10：00～12：00
内容	日頃の相談支援業務から感じる困り感を基に、以下の地域課題を抽出した。 相談支援における地域課題 相談者を待たせない相談受理の方法及び他業務との調整が必要。 課題解決のための具体的な手法（案） 複数事業所の協働による相談支援の体制整備（機能強化加算による事業所運営基盤の強化）を周南市でも実施できないか、他自治体の先行モデルの情報を集約しながら、実装に向けた検討協議を継続する。

令和 8 年度 第 1 回 就労部会 報告書

1. 概要

令和 8 年 7 月 1 日、第 1 回就労部会を開催。支援学校、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関が一堂に会し、障害のある方の就労に関する現状と課題について活発な議論を実施。

2. 障害者就労における主な課題

部会での議論を通じ、障害者就労を取り巻く課題を以下の 3 点に整理。

(1) 企業側と学校・福祉側の「認識のギャップ」

- 企業は採用時に即戦力を求める傾向が強く、基本的なビジネスマナーや指示理解力など「完成された状態」を期待されている。
- 一方、学校教育や福祉的支援で育成を目指す能力と、企業が現場で求める能力との間に大きなズレがある。
- 特に、企業側には「若手をじっくり育てる余裕がない」という実情があり、このギャップが就労への高い壁となっている。

(2) 支援対象者（総合支援学校など）本人と家庭が抱える課題

- 就労の前提となる生活習慣の確立や、自力通勤等の自立に向けた準備の必要性
- 家庭環境によっては、保護者が本人の可能性を信じ切れず、「障害があるから無理だ」と就労への意欲を削いでしまうケースもある。

(3) 新たな支援制度の運用と支援体制の課題

- 令和 7 年度から開始された新制度「就労選択支援」について、支援者間でも具体的な運用ルールが未確立の状態。
- 周南モデルのような圏域で事業所間の調整やアセスメント方法など同じ方向性での支援を目指していく。

3. 今後の方向性（令和 8 年度事業計画案）

上記の課題を踏まえ、就労部会として今年度、以下の取り組みを推進。

(1) 「就労選択支援」に関する研修会の開催

新制度への理解を深め、関係者が共通認識を持って支援にあたる体制を構築するため、先進自治体（国のモデル事業実施：滋賀県）の事例を学ぶ研修会を企画・開催。

(2) 早い段階での働くイメージを持ち、自分らしい選択ができるような取り組み

総合支援学校の生徒などが、保護者とともに本人が将来働くイメージをつける目的で、市内の就労継続支援 A 型・B 型事業所等見学会実施を検討する。

(3) 就労支援パンフレットの年度更新

市民や当事者に分かりやすく情報提供を行うため、「就労選択支援」の内容を盛り込むなど、情報を最新化し、市ホームページや窓口等で周知する。(R8.7 月)

令和 8 年度 周南市地域自立支援協議会 こども部会（第 1 回）

- 1 日 時：令和 8 年 6 月 1 8 日（木） 1 3：3 0～1 5：0 0
- 2 場 所：周南市役所 シビック交流センター 交流室 4
- 3 内 容

令和 6 年度より、2 グループに分かれての協議・検討を進めている。今年度も、学校と福祉の連携について検討するグループと、未就学児の支援について検討するグループの 2 つに分かれて進めていくこととなった。

（1）令和 7 年度までの経過報告

ア 学校と福祉の連携

令和 7 年度は、連携を推進していくため、8 月に学校教育課開催の特別支援教育校内コーディネーター研修会で、障害福祉サービスや相談支援専門員、児童発達支援センターの役割、こどもの発達支援体制整備事業について説明し、現状把握のためのアンケートを行った。

アンケート結果から、福祉への理解が深まった、こどもの発達支援体制整備事業を利用したいとの意見が多かった一方、福祉とつながるタイミングが分からないとの声があり、今後も研修を継続し計画的に進めていく必要性を認識した。

イ 地域の障害児通所事業所の現状把握・質の向上

6 月に児童発達支援事業所同士の情報交換会を実施。各事業所の特色の共有や課題について意見交換を行った。事後アンケートで今後も継続して開催を希望するとの声があったが、今後は児童発達支援センターの業務の一環として、情報交換会を実施する方向となる。

（2）令和 8 年度の活動について

ア 学校と福祉の連携

さらなる連携を進めていくため、まずは福祉の制度や利用の実際を学校関係者に知ってもらうことを目的とする。

（ア）周南市中学校研修会特別支援教育部会夏季研修会における講話を実施

（イ）特別支援教育校内コーディネーター研修における講話を実施

（ウ）児童クラブ支援員研修における講話を実施

イ 未就学児の支援

幼稚園・保育園の現場で障害福祉サービスにかかる現状把握を行い、地域課題を抽出する。

（ア）幼稚園・保育園へのアンケート調査の実施

（イ）調査結果に基づき、いくつかの園を訪問しヒアリングを行う。

（ウ）ヒアリングをもとに、地域課題を明らかにする。

◎次回開催予定

令和8年10～11月頃

地域生活支援拠点機能充実プロジェクト活動報告

1 協議実施状況

実施回	実施日	協議事項等
第1回	令和6年 8月7日	・部会の成果目標等の確認 ・不足する拠点機能の洗い出し ・機能充実に向けた、手法や課題の抽出 ・スケジュールの確認 →令和8年10月に、機能充実を実現した拠点を稼働。
第2回	令和6年 11月6日	・本市版拠点が担う機能の全体像の整理 ・3つの機能について、具体的な枠組み及び運用等の意見を整理
第3回	令和7年 2月4日	・3つの機能について、実施の枠組み（案）を協議 ・関係事業所に対する拠点登録を要請することを目的とした、説明会の開催等を決定
事業所 説明会	令和7年 3月19日	・関係事業所に拠点機能、実施内容、費用負担等について説明し、拠点登録を要請した。
第4回	令和7年 5月12日	・3つの機能について、実施の枠組み（案）を協議し、提供するサービス、費用負担等の実施体制（案）を決定した。 ・障害当事者（団体の長）に協議に出席いただき、障害者の観点からの意見をお聞きしながら協議を進めた。 ・関係事業所に対する拠点登録を要請するはたらきかけを引き続き行っていくことを決定した。
第5回	令和8年 1月16日	・拠点運用について、実施内容、体制等の詳細を協議。 ・実施における、課題等の洗い出し。
事業所 説明会	令和8年 3月9日	・事業所説明会の実施による実施体制等の周知、拠点事業所登録の要請。
第6回	令和8年 6月11日	・実施内容、体制について稼働前最終の協議。 →詳細、以下に詳述。

2 機能充実に向けての整理事項

現行拠点の課題等について、下記に示す対応を図ることで、機能充実を図ることとした。

課題	求められる対応等
相談から利用までの一貫した支援体制	相談窓口を明確化し、相談から利用までの支援を行うとともに、潜在的リスク世帯に対してアウトリーチすることによって、平常時から安心して地域生活を送ることが出来る体制づくり。
拠点登録事業所の拡充	- 利用可能な事業所が充分ではないことから、拠点登録事業所を拡充し、利用者に幅広い選択肢を提供。 - 事業所の費用負担への補償 - 利用までの手続きの明確化 - 相談から利用までの各種調整を、コーディネートする仕組みの構築
拠点の周知	拠点の持つ機能を市民だけでなく、関係機関にも周知し、困り事が生じた際（生じる前においても）は、相談窓口や拠点サービスを利用していただく。

3 機能充実実施体制（案）

（1）機能充実概要

- 「相談」「緊急時受入」「体験の機会」の各機能を担う事業所の受入、申請手順等の明確化
- 拠点サービス提供体制の明確化（拠点サービスを、市からの委託業務として位置付け）

（2）運用開始時期 令和8年10月（予定）

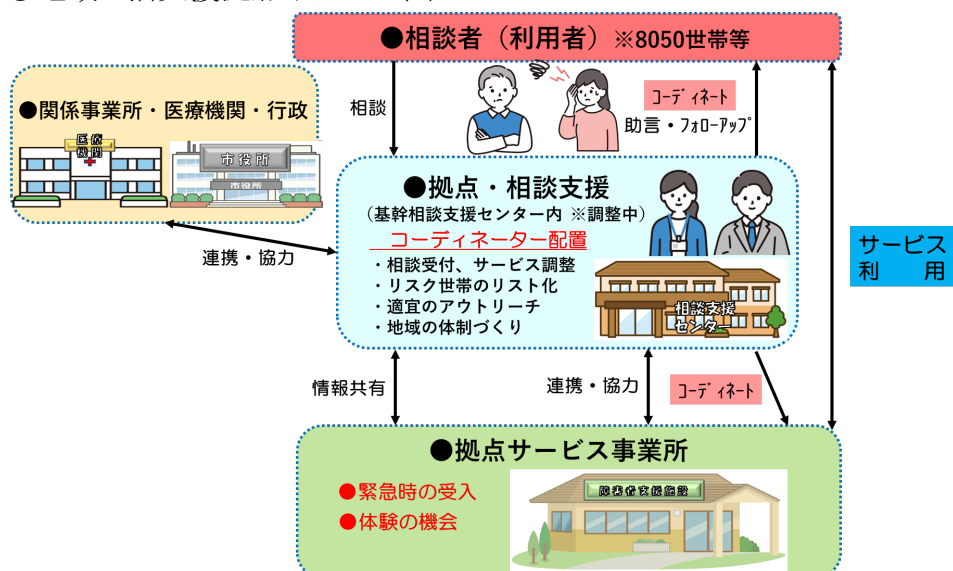
（3）実施体制

市が市内の拠点登録事業所と委託契約を締結し、各拠点サービスを提供する。

なお、障害児については、今般の機能充実を図った拠点の利用対象者とししない。

※本市の拠点体制においては、障害児の利用ニーズとマッチせず、他サービスでの対応が可能であるため。

●地域生活支援拠点イメージ図

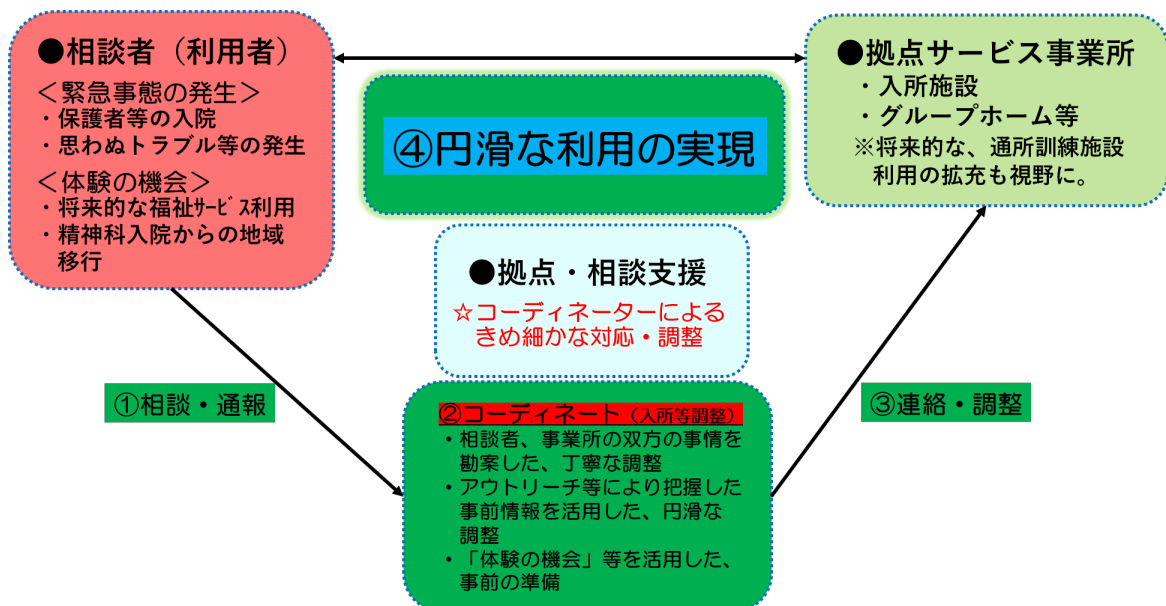


(4) 各機能充実

①相談機能

項目	実施内容等
実施方式	・市業務委託（基幹相談支援センターへの委託を予定）
相談体制等	・基幹相談支援センターに、拠点相談窓口を設置 ・コーディネーター1名を配置 ・開設時間：月～金曜（祝日除く） 9：00～16：30 ※ただし、業務時間外の緊急時等への対応も行うこととし、専用携帯電話による連絡手段を確保する。
業務内容	<相談受付> 計画相談及び一般相談との明確な線引きを行うことなく、障害者の生活全般について相談受付。 ・市委託相談、他サービス事業所等で把握したリスク世帯の拠点相談への情報集約の仕組みを構築する。 ・世帯情報の「他事業所との共有」及び「アウトリーチ」について相談者への説明。 <相談対応> ・相談内容に応じた、適切な助言、フォローアップ等 ・支援者の関わりが充分でないリスク世帯及び潜在的リスク世帯のリスト化。 <アウトリーチ> ・相談対応等によりリスト化された世帯に対する、定期的なフォローアップ（原則として、<u>2～3ヶ月に1回の世帯への訪問を想定</u>）。 <コーディネート> ・拠点サービスの利用勧奨、利用調整。 ・サービス事業所等との連携体制の構築。

●拠点サービス利用イメージ図



②緊急時受入機能

項目	実施内容等
実施方式	・市業務委託（施設入所支援事業所、共同生活援助事業所への委託により実施）
利用対象者	・原則として、短期入所サービスの支給決定のない障害者であって、養護者に事件、事故、急病等が生じ、障害者の単身での生活維持が困難となった者又は同様の状況が見込まれる者。
サービス内容	・施設入所及び短期入所サービスに準じる。 ・利用期間は、 最長で1週間程度 とする。 ・日帰り利用も対象とする。
費用負担	<市委託料> - 市と拠点登録事業所の委託契約に基づき、（単価）6,500円／日（調整中）を、市が負担する。 →国報酬の短期入所サービスの単価より算出。 ・日帰り利用も、同額の単価による。 →利用形態は様々であることが想定されるため、混乱を避けるため、同額単価とする。 <利用者負担> ・サービス利用にかかる自己負担は求めない。 ・実費である食事代については、事業所が定める食事相当額を、利用者が事業所に支払う。 （例）500円／1食

③体験の機会機能

項目	実施内容
実施方式	・市業務委託（施設入所支援事業所、共同生活援助事業所等への委託により実施）
利用対象者	・原則として、サービス支給決定のない障害者であって、将来に障害福祉サービス又は拠点サービスの利用が想定され（「リスク世帯リスト」で把握）、そのための体験が必要であると拠点コーディネーター等が判断した者。 ・施設入所又は精神科病院入院中であって、地域移行を目的とした体験が必要であると拠点コーディネーター等が判断した者。
サービス内容	・施設入所及び共同生活援助サービスに準じる。 ・利用期間は、最長で1週間程度とする。 ・将来的な短期入所、共同生活援助等の利用に向けた、利用者の障害特性等の把握を行う。 ・就労系事業所の体験は、機能充実当初は対象外とする。

費用負担	<市委託料> ・市と拠点登録事業所の委託契約に基づき、 (単価) <u>6, 500円/日(調整中)</u> を、市が負担する。 <利用者負担> ・サービス利用にかかる自己負担は求めない。 ・<u>実費である食事代</u>については、事業所が定める食事相当額を、<u>利用者が事業所に支払う。</u> (例) <u>500円/1食</u>
------	--

●「利用者負担」について

第6回協議において、緊急時受入機能及び体験の機会機能について、サービス利用にかかる自己負担は求めない運用とすることで一致。

4 今後の対応

令和8年10月からの「機能充実を図った拠点の稼働」を予定しており、今後は以下の事項について整理しながら、事業の周知に努める。

- ①利用から申請、受入の手順についての、より詳細な事務手順の整理。
- ②市要綱策定、市委託契約等、事務手続きの整理。
- ③各機能を担う事業所の登録。
- ④充実させた機能について、市民（障害者）、関係者に向けた周知の実施。

以上

周南市障害者計画（第５期）の進捗状況について
（令和７年度実績）

○ 計画の位置付け

障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく市の障害者のための施策に関する基本的な計画

○ 計画期間

令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度

■ 障害者の現状

・ 障害者手帳所持者数（令和 8 年 4 月 1 日現在）

（単位：人）

総人口	障害者手帳所持者数※	対人口所持率	手帳別所持者数					
			身体	対人口所持率	療育	対人口所持率	精神	対人口所持率
132,173	7,240	5.5%	4,829	3.7%	1,325	1.0%	1,086	0.8%

※重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は、6,953 人（所持率 5.3%）

■ 施策の体系と令和 7 年度における主な取組、目標指標等

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- ・ 出前講座や市広報、ホームページを利用した理解促進・啓発
- ・ 障害者虐待防止センターで通報等の受付及び対応

2 安全・安心な生活環境の整備

- ・ 視覚障害者用誘導ブロックの修繕
- ・ 地域生活支援拠点の体制構築に向けての取り組み

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- ・ 聴覚障害者からの依頼により手話通訳者・要約筆記者を派遣
（手話通訳：347 件、要約筆記：2 件）
- ・ 手話言語条例の普及啓発
（市広報を活用した情報発信：「今月の手話」コーナーを毎号掲載）
（東京デフリンピックの開催を P R する全国キャラバンが、周南市役所来庁時に歓迎セレモニーを開催）
（9 月 23 日「手話言語の国際デー」に併せ、レゾナック永源山公園のゆめ風車のブルーライトアップを実施）

目標指標	基準値 令和 4（2022）年度	目標値 令和 11（2029）年度	令和 7 年度実績
文章等の音声コード化	1 6 課	2 0 課	1 9 課
設置手話通訳者による手話研修の参加者数	1 1 6 人	5 7 0 人	4 7 人

4 防災、防犯等の推進

- ・緊急通報システム NET119 の加入促進
- ・重度の視覚障害者及び聴覚障害者に対し災害避難時等着用ベストの配布

5 行政等における配慮の充実

- ・手話通訳者を設置し、聴覚障害者からの相談に対応
- ・点訳広報、音訳広報を発行

6 保健・医療の推進

- ・精神障害者ピアサポート事業の助成及び講演会や相談会の開催支援
- ・地域活動支援センターを設置し、精神障害者や家族の相談支援や日中の活動の場を提供

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- ・成年後見制度の適正な利用促進のため、必要経費の助成を実施
- ・支援を行う関係機関における顔の見える関係性を構築

目標指標	基準値 令和 4（2022）年度	目標値 令和 11（2029）年度	令和 7 年度実績
相談支援専門員・障害者施設職員を対象とした研修の参加者数	7 6 人	2 0 0 人	4 4 人

8 教育の推進

- ・周南視覚障害者図書館における点字図書と録音図書の作成・収集・貸出
- ・講演会等に手話通訳者や要約筆記者を派遣

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- ・職場実習等支援給付金支給事業により、職場実習等を行う障害者に就労支援給付金を支給（給付実績：13件、実人員9人）
- ・通所就労施設利用者就労支援給付金支給事業により、就労継続支援事業所等に通所する者に就労支援給付金を支給（給付実績：5,087件）

目標指標	基準値 令和 4（2022）年度	目標値 令和 11（2029）年度	令和 7 年度実績
就業・生活支援センターの支援を受けて就職した障害者数	18人	26人	33人
障害者就労施設等からの物品・役務等の調達額	2,885万円	3,300万円	3,309万円

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- ・「障害者の福祉を考える集い」「障害者週間アート作品展」で総合支援学校の生徒の作品を展示
- ・山口県芸術文化祭への出展支援

第７期周南市障害福祉計画・第３期周南市障害児福祉計画の進捗状況について
（令和７年度実績）

１ 周南市障害福祉計画・周南市障害児福祉計画の位置付け

- ・ 障害福祉サービス、障害児通所支援等、相談支援、障害児相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標・必要量を見込んだ計画
- ・ 計画期間 令和６（２０２４）年度～令和８（２０２６）年度

２ 障害者・障害児の状況

（１）障害者手帳所持者数（令和８年４月１日現在）

（単位：人）

総人口	障害者手帳所持者数※	対人口所持率	手帳別所持者数					
			身体	対人口所持率	療育	対人口所持率	精神	対人口所持率
132,173	7,240	5.5%	4,829	3.7%	1,325	1.0%	1,086	0.8%

※重複を除いた障害者手帳所持者の実人数は、6,953人（所持率5.3%）

（２）障害福祉サービス・障害児通所支援等支給決定者数（令和８年４月１日現在）

障害福祉サービス	1,078人
障害児通所支援等	422人

３ 成果目標と進捗状況

（１）福祉施設入所者の地域生活への移行（令和８年４月１日現在）

施設入所者数 （継続入所者除く）	基準：R4 末	目標：R8 末	令和7年度実績
	215人	210人	231人
施設入所者の 地域生活移行	【目標値】計画期間内に 5人 ※施設からグループホームや一般住宅に移行する人数		

（２）福祉施設利用者の一般就労への移行

一般就労への 移行者数	基準：R4 末	目標：R8 末	令和7年度実績
	12人	15人	6人

就労定着支援 利用者数	基準:R4 末	目標:R8 末	令和7年度実績
	15人	21人	15人

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

医療的ケア児支援コーディネーターの配置数	計画目標値(R7)	令和7年度実績
	2人	8人

4 障害福祉サービス等の見込量及び実績値（令和7年度実績）

(1) 障害福祉サービスの見込量及び実績値

① 訪問系サービス

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
居宅介護	延利用時間	7,770	10,772
	利用者数(人/月)	61	77
重度訪問介護	延利用時間	19,800	19,798
	利用者数(人/月)	3	4
同行援護	延利用時間	2,050	1,564
	利用者数(人/月)	24	23

② 日中活動系サービス

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
生活介護	延利用日数	82,600	82,251
	利用者数(人/月)	337	355
自立訓練（機能訓練・生活訓練） 宿泊型自立訓練	延利用日数	2,349	1,081
	利用者数(人/月)	18	14
就労選択支援	延利用日数	40	30
	利用者数(人/月)	10	5
就労移行支援	延利用日数	2,740	2,034
	利用者数(人/月)	14	27
就労継続支援 A 型	延利用日数	15,700	14,267
	利用者数(人/月)	71	77
就労継続支援 B 型	延利用日数	69,500	79,072
	利用者数(人/月)	317	412

就労定着支援	利用者数(人/月)	13	16
療養介護	利用者数(人/月)	36	40
短期入所（福祉型・医療型）	延利用日数	4,193	2,886
	利用者数(人/月)	31	66

③居住系サービス

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
共同生活援助 (グループホーム)	利用者数(人/月)	108	118
施設入所支援	利用者数(人/月)	208	243
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0

④指定相談支援サービス

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
計画相談支援	利用者数(人)	993	920
地域移行支援	利用者数(人)	3	0
地域定着支援	利用者数(人)	3	0

(2) 障害児通所支援等の見込量及び実績値

①障害児通所支援

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
児童発達支援	延利用日数	7,720	9,133
	利用者数(人/月)	79	119
放課後等デイサービス	延利用日数	28,500	36,960
	利用者数(人/月)	219	308
保育所等訪問支援	延利用日数	77	81
	利用者数(人/月)	6	16
医療型児童発達支援	延利用日数	0	0
	利用者数(人/月)	0	0
居宅訪問型児童発達支援	延利用日数	0	0
	利用者数(人/月)	0	0

②障害児相談支援

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
障害児相談支援	利用者数(人/月)	453	434

5 地域生活支援事業の見込量及び実績値（令和7年度実績）

(1) 相談支援事業

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
障害者相談支援事業	実施箇所数	5	5

(2) 意思疎通支援事業

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	派遣回数	325	349
手話通訳者設置事業	設置者数	2	2

(3) 手話奉仕員養成研修事業

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
手話奉仕員養成研修事業	受講者数	25	20

(4) 移動支援事業

区分	単位	R7計画見込量	R7実績
移動支援事業	延利用時間	1,100	582
	実利用者数	22	14

第８期周南市障害福祉計画及び第４期周南市障害児福祉計画の策定について

１．計画の位置づけ

計画名	法的根拠	計画の位置づけと性格	計画の内容
周南市障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	周南市における障害者（児）施策の中のサービス提供などについての具体的な実施計画	障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業等の提供体制の確保に係る目標や、見込量について定めるもの
周南市障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20		障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標や、見込量について定めるもの

２．計画期間

「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」は、厚生労働省及びこども家庭庁が定める国の基本指針に則り、各都道府県及び市町村において、３年を１期として策定する。

３．次期計画の策定スケジュール（案）

令和６年度から令和８年度までの「第７期障害福祉計画」「第３期障害児福祉計画」の計画期間の終了に伴い、令和９年度から令和１１年度までを計画期間とする「第８期障害福祉計画」「第４期障害児福祉計画」を策定する。

月	自立支援協議会	事務局	その他
７月	【第１回周南市地域自立支援協議会】 ・第７期・第３期計画の進捗状況報告 ・次期計画の策定について（説明）		
８月		・総合支援学校及び事業所へのアンケート実施	・成果目標等の設定（県との調整あり）
10月～ 12月	【第２回周南市地域自立支援協議会】 ・次期計画（案）の素案の提示 【第３回周南市地域自立支援協議会】 ・次期計画（案）の案の提示	・パブリックコメント実施	
２月	【第４回周南市地域自立支援協議会】 ・次期計画最終案の提示		

4. 計画策定にあたっての基本的な考え方

国の示す基本指針（障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針__改正：令和8年こども家庭庁・厚生労働省告示第4号）に沿って、本市の障害福祉の現状及び社会資源の実情等を踏まえ、次期計画の策定を進める。

（参考）国指針において新たに成果目標として追加された項目

→ 現行計画 P21～P25 参照。以下に記載のない項目は、前期計画から継続。

(1) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神病床への30日以上での再入院率… 退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下
- ・心のサポーター数… 令和15年度末までに100万人以上の養成
- ・K6により住民のこころの状態を把握

（※）K6：うつ病や不安障害などの精神疾患や、心理的ストレスの程度を把握するために用いられる6項目の質問票

(2) 福祉施設から一般就労への移行等

- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者数を82,000人以上

(3) 障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域

（※）4つの中核機能：「幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能」「地域の障害児通所支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能」「地域のインクルージョン推進の中核機能」「地域の発達支援に関する入口としての相談機能」

- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域
- ・強度行動障害の状態にある児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各都道府県（必要に応じて政令市）

(4) 相談支援体制の充実・強化等

- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする。

(5) 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性向上

【新規事項】

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置

(6) 障害福祉サービス等の質の向上

- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率・更新率及び更新率（毎年度1回）を100%とする。

周南市障害者差別解消支援地域協議会について

◎ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 抜粋

（障害者差別解消支援地域協議会）

第十七条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

２ 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体

二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

（協議会の事務等）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

２ 関係機関及び前条第二項の構成員（次項において「構成機関等」という。）は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。

３ 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があつた場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

４ 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。

５ 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

令和８年度 障害者の福祉を考える集いについて

目 的	◎周南市障害者計画の基本目標である「障害のある人もない人も、お互いのことを大切にし、助け合い支え合う、人にやさしい、人がやさしいまちづくり」の普及、啓発 ◎障害のある人となない人との相互理解の機会を創出することにより、地域共生社会の実現を目指す
日 時	令和８年１２月６日（日）午後（時間は未定）
場 所	周南市学び・交流プラザ（周南市中央町４－１０）
主 催	周南市、周南市地域自立支援協議会
後 援	周南市社会福祉協議会（※申請予定）
実施内容（予定）	催事（内容は調整中）

改正

平成20年 6 月 1 日

平成20年 8 月 6 日

平成25年 3 月29日

平成29年 4 月 1 日要綱第50号の 4

周南市地域自立支援協議会要綱

(設置)

第 1 条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第 1 項第 3 号に規定する事業（次条第 1 号において「相談支援事業」という。）をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議と障害福祉の計画の策定及び進行管理について広く市民の意見を反映するため、周南市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市が相談支援事業を委託した場合における受託事業者の中立性・公平性を確保するための運営評価等に関する事項
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する事項
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関する事項
- (4) 地域の社会資源の開発及び改善に関する事項
- (5) 障害福祉の計画に関する事項
- (6) 障害を理由とする差別の解消に向けた協議に関する事項
- (7) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 協議会は、おおむね委員15人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる関係団体等から推薦された者で構成する。

- (1) 障害者団体
- (2) ボランティア団体
- (3) 保健・医療・福祉団体

- (4) 行政機関
- (5) 学識経験者
- (6) 公募委員

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 専門の事項を審議するため、協議会に部会を置くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は、福祉事務所障害者福祉担当課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年5月16日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

(任期の特例)

2 第4条の規定にかかわらず、最初に委員となる者の任期は、平成20年3月31日までとする。

附 則 (平成20年6月1日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

(周南市障害者福祉計画策定協議会要綱等の廃止)

2 周南市障害者福祉計画策定協議会要綱（平成16年9月1日制定）、周南市障害者福祉計画策定庁内委員会要綱（平成16年9月1日制定）及び周南市障害福祉計画策定委員会設置要綱（平成18

年４月１日制定）は、廃止する。

附 則（平成20年８月６日）

この要綱は、平成20年８月10日から施行する。

附 則（平成25年３月29日）

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

附 則（平成29年４月１日要綱第50号の４）

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

周南市地域自立支援協議会 委員名簿（任期:令和8年6月1日～令和11年5月31日）

2026/6/26現在

所 属 等		氏 名	市要綱 第3条等の区分
1	周南市身体障害者団体連合会 会長	徳毛 裕之	障害者団体
2	周南市手をつなぐ育成会 会長	末廣 睦子	障害者団体
3	周南さわやか家族会 副会長	渡辺 容子	障害者団体
4	一般社団法人 徳山医師会 副会長	岩本 直樹	医療団体
5	一般社団法人 山口県社会福祉士会	岡崎 裕美	福祉団体
6	周南市障害者施設共同受注センター協議会	中村 忠俊	福祉団体
7	周南市民生委員児童委員協議会 理事	藤本 剛	福祉団体
8	周南市社会福祉協議会 本部業務課(ボランティア担当)	角野 美羽	ボランティア団体
9	徳山公共職業安定所 業務部長	河杉 由紀子	行政機関
10	山口県立 徳山総合支援学校 校長	辻 慶一郎	学識経験者
11	山口県立 周南総合支援学校 校長	古川 智也	学識経験者
12	公立大学法人 周南公立大学 人間健康科学部 福祉学科 教授	守本 友美	学識経験者
13	公募委員	井上 佳明	公募委員
14	公募委員	仲西 徹	公募委員
15	公募委員	森弘 八重子	公募委員